

## 第3回岡山県耐火物製造業

### 最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月23日(木)午後0時50分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之  
柴山 麻祐子

労働者代表委員 足岡 竜也  
今井 輝  
保家 章良

使用者代表委員 高木 聰  
津田 宏幸  
西谷 治朗

事務局 労働基準部長 政木 隆一  
賃金室長 黒田 和美  
賃金指導官 中本 弘一  
監督監察官 諏訪 雅浩  
労災補償監察官 木村 弘之

#### 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第3回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申込みはございませんでした。

定足数について報告申し上げます。

本日は公益委員の國光委員が欠席されておりまして、ほかの委員8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

(1) 特定最低賃金額審議について  
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひいたします。

片山部会長

皆さま、御苦労様です。

本日も前回に引き続き2回目の金額審議を行います。

初めに確認ですが、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

では、初めに、岡山局の他産業の状況と、他局の状況について、伝達事項がありましたら事務局からお願ひいたします。

黒田室長

他部会の状況を説明させていただきます。

現在、鉄鋼、電機、船舶、この3部会が金額審議中です。

一般機械、自動車につきましては、金額審議前ということになっております。

他局の結審状況ですが、滋賀局と佐賀局もまだ審議中ということを確認しております。

この場で効力発生日について説明をさせていただきます。

岡山県では、これまで効力発生日について全て法定発効としておりましたが、指定日発効という方法もございますので、ここで説明させていただきます。

効力発生日については、2つの方法があり、1つは法定発効、2つ目は特定の日を指定する方法です。

まず官報公示日までの手続きを簡単に説明させていただきます。

最低賃金を改定する答申をいただきますと、その答申に対する異議の申出の公示をいたします。公示期間は、答申日から 15 日間となっており、その公示に対して関係労働者、及び関係使用者から異議の申出が行われますと、異議申出に対して審議会を開催し、審議していただくことになります。その後、労働局長が改正の決定を行い、官報掲載の手続を進めることとなります。

それでは、1つ目の法定発効について説明させていただきます。

法定発効とは、官報公示の日の翌日から起算し、30 日経過後に効力が発生するというものです。例えば、官報掲載手続、事務手続の関係上、現時点で確実な効力発生日としてお約束できませんが、例えば本日答申を受けたとしまして、異議の申出がない場合を想定しますと、原則最短で令和7年12月21日（日）から適用となります。

これに対して、2つ目の指定日発効ですが、これは官報公示の際、法定発効日より後の日付を指定して官報に公示するものです。改定日を月の中途とせず、月初め等、分かりやすい日とする場合が多いように見受けられます。

いずれの方法につきましても、この専門部会の合意により確定させることとなりますので、あわせて御審議をお願いいたします。以上です。

片山部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問等ありますか。

（特になし）

片山部会長

今、説明のありました法定発効にするか、指定日発効にするかにつきましても専門部会で結論を出したいと思いますので、金額とあわせて効力発生の日の審議をお願いします。

それでは審議を始めます。

まず、前回の確認をいたします。

前回の審議におきまして、労側からは、品川リフラ労組、及びセラミックス連合における今季春闘結果の賃上げ率と県最賃の引上げ率の平均 6.89% を現行特賃額 1,026 円に乗じて算出したプラス 70 円の提示がありました。

次に使側からは、世界情勢が不安定な中、原料・燃料が高止まりしております、原料を海外に依存していることが経営を大きく

圧迫していること、及び体力のない中小企業・小規模事業者のこととも考えると、ある程度の制限を持って進めるべきとして、プラス 22 円の提示がありました。

本日は、公労、公使の二者協議とし、初めに労側から御意見をお聞きすることとします。

事前に打合せは必要でしょうか。すぐに始めてもよろしいでしょうか。

(労使より必要との声)

片山部会長 時間はどのくらい必要でしょうか。

労働者側委員 10 分か 15 分くらい。

片山部会長 それでは、1 時 10 分まで打合せをしていただいて、打合せが終わりましたら労側からお入りください。  
では、打合せをお願いします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長 これより公労使の全体会議を再開いたします。  
先ほど労使それぞれから金額提示がありました。  
結論としては、労側からはプラス 55 円、使側からはプラス 24 円の提示がありました。

簡単にその理由について確認させていただきます。

まず、労側の方からは、前回、ベースアップと定期昇給を踏まえた金額を提示したけれども、ベースアップは生活に関わる物価上昇を反映させたものである一方、定期昇給は実施できたところとできていないところがあるため、定期上昇分の 1.6% を前回の割合から差し引くと 5.39% となり、これを現行の特定最低賃金に乘じると 55 円になるため、55 円の提示が労側からございました。

一方で、使側の方からは、耐火物業界はすそ野の広い業界で、定期昇給はそこそこできても、ベースアップができない苦しい会社が多いと、そういうことを踏まえて、中小企業全体の賃上げ率を見ると 2 % から 5 % に収まっており、更に全体の 4 割が 2 % から 3 % に収まっていることを踏まえると、2 % に近い数字、2.3% を現行賃金に乘じると 24 円になりますので、24 円の提示がありました。

まだまだ差があるような状況なのですが、今後の進行について、いかがいたしましょうか。

使用者側委員

労使協議をさせていただきましょうか。

(労側からも同意する声)

片山部会長

それでは、労使協議に入りたいと思いますので、公益委員と事務局は控室に移動したいと思います。

労使協議が終わりましたら、声をおかけいただければと思います。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議後、公益委員、事務局入室)

片山部会長

それでは、全体会議を再開いたします。

労使協議の報告をどちらからでも構いませんので、お願ひいたします。

労働者側委員

労側から 55 円と使側から 24 円の提示ということで、使側からも根拠を示していただき、おっしゃりたいことはよく分かりますし、我々が言っていることもある程度御理解いただいたと思います。

一方で、近いところにあって業界のこともお互いがよく理解しているが故に、譲れない部分がどうしてもあります。

労側としては今の賃上げ基調の時にしっかりと引っ張っていかないと、小さいところも報われないと考えています。一方で、使側はそんなことをすると小さいところはつぶれていってしまうと考えています。そのぎりぎりの線が 24 円と 55 円というところなのかなと思います。

考え方や今後の細かいお話までさせていただいたのですが、今回は、これ以上の歩み寄りが難しい状況です。

片山部会長

今、労使の差が 31 円ということで、今日はまだ時間があるような気もするのですが、もう 1 回金額を提示しあうのは難しいでしょうか。

労働者側委員

もう金額の下げしろがないんですよね。これ以上下げるとなると、定期昇給分を取った上にベースアップ分まで取ってしまうこ

とになり、全部になってしまいます。そこのパーセンテージを変にいじるというのは、それはそれでおかしい話だし、私だけが勝手に40円とか根拠のない数字を出してても多分説得力もないですし、使側の方もそうだと思います。そういう話をさせていただいたので。

片山部会長 では、もう1度持ち帰って、お互いに検討するということで、現時点ではこの数字を変えられないということですね。

労働者側委員 はい。

片山部会長 それでは、本日はこれ以上の進展は見込まれないということで、金額審議を終わらせていただきます。  
事務局から何かありませんか。

黒田室長 特にありません。

片山部会長 次回まで期間が空きますので、次回は是非、全会一致でお願いできたらと思います。

それでは、本日はこれを持ちまして、第3回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を終わります。

次回は11月10日月曜日、15時30分から第4回専門部会を開催いたします。

次回は、労使のイニシアティブを引き続き取っていただき、全会一致に至るよう各委員の皆様の御協力をお願ひいたします。

本日は、御苦劳様でした。